

## 学校いじめ防止対策基本方針

平成26年10月1日決定・令和8年4月1日改訂

板橋区立志村第一小学校

校長・学校いじめ対策委員会

### 1 はじめに

平成25年9月28日、「いじめ防止対策推進法」が施行され、平成26年10月1日、板橋区におけるいじめの未然防止、早期発見、早期対応及び早期解決のための対策に関し、基本理念及び基本となる事項を定め、いじめの未然防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進し、もって子どもの尊厳を保持し、子どもが安心して生活し健やかに成長できる環境づくりに寄与することを目的として「東京都板橋区いじめ防止対策の基本理念及び組織等に関する条例」が施行された。

上記の法第13条、条例第10条に基づき、本校のいじめ防止のための対策に関する基本方針を以下のように策定し取組を推進する。

### 2 いじめの定義（条例第2条）

＜「いじめ」とは＞子どもに対して、子どもが在籍する学校に在籍している等子どもと一定の人関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

### 3 いじめ防止の基本理念

- ① いじめがどの子どもにも起こりうる問題であることに鑑み、子どもが元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、いじめの未然防止等に向けた環境づくりに学校全体で取り組む。
- ② いじめの未然防止等のため保護者、地域及び関係機関等と連携し、子どもが安心して生活し、健やかに成長することができる環境づくりに取り組み、学校全体でいじめの問題を克服することを目指す。

＜学校の責務＞ 学校は、基本理念にのっとり、保護者、地域及び関係機関等と相互に連携し、教職員のいじめ未然防止等に関する能力の向上並びに教職員相互の連携等を図り、学校全体でいじめの未然防止等に取り組まなければならない。（条例第5条に関連）

### 4 いじめ対策のための校内組織 ＜学校いじめ対策委員会＝通称 i (アイ) 委員会＞

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。（法第22条に関連）

- ① 「学校いじめ対策委員会」（校長・副校長、生活指導主任、養護教諭(保健主任)、各学年・専科主任）を設置し、定期的に会合を開く（生活指導夕会と同時開催で年間10回以上）。また、必要に応じて、該当児童の学級担任や指導に関わっている教員、特別支援支援コーディネーター、スクールカウンセラーや学校運営協議会のうち若干名（主任児童委員、青少年委員など）を委員とし臨時開催する。
- ② 同委員会で「学校いじめ防止基本方針」や年間計画に基づいた取組の進捗状況について点検するとともに、いじめにかかわる調査、発生時の対応、解決、報告のための情報の整理などを行う。

## 5 学校の取組

授業、行事、業間をはじめ学校生活全体の中で個別、学級、学年、全校での指導や具体的な取組を行う。

### (1)未然防止

- ①「いじめは絶対に許されない」という雰囲気为学校全体への醸成（合言葉「やさしい子」、全校朝会、集会、学級活動、道徳、日々の生活の中で日常的にいじめ防止の指導をする）
- ②道徳、学級活動、教科、学校行事及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進による、いじめに向かわない態度や能力、人間関係の育成（「私たちの道徳」「東京都道徳教育教材集」等を活用）
- ③子ども自らが自他を大切にすることについて学び、主体的に考え、子ども自身がかかわりの大切さやいじめの防止を訴えるような取組の推進（問題解決型や探究型の学習、協同学習の導入）
- ④校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上（児童の実態についての情報交換、「いじめ防止教育プログラム」や「人権教育教育プログラム」（東京都教育委員会）、スクールカウンセラー等を活用した校内研修を年3回以上実施）
- ⑤子ども及び保護者を対象としたいじめ（インターネット上も含む）防止のための啓発活動の推進（道徳授業地区公開講座、セーフティ教室や情報モラルの教育、PTA家庭教育学級他）
- ⑥個人面談、学校便り、学年便り、保健便りなどを通じた家庭との連携・協力
- ⑦子どもによる取組の推進
  - ・登校時の挨拶運動や挨拶標語の作成（美化委員会活動）
  - ・児童が全体のために奉仕するような活動（各種委員会活動）
  - ・なかよし班（縦割り）での遊び・読み聞かせ、1・6年生ペア学年の清掃、3年生地域清掃、各種学校行事などの様々な交流活動 …など

### (2)早期発見

- ①朝、当番教員が校門で登校児童に挨拶の声をかける、学級担任が朝の「ウエルカムタイム」で教室で子どもを迎える、朝の会や帰りの会で子どもの発する心のサインを受け止めるのなど、学校生活全体の中での子どもの把握
- ②定期的な児童アンケート調査（年3回、ふれあい月間等）や教育相談の実施等による早期のいじめの実態把握及び児童がいじめを訴えやすい体制の整備
- ③保健室（養護教諭）、相談室（スクールカウンセラー）等の周知、活用により保護者や児童の悩みを個別に聞く機会を設置（5年生児童全員のスクールカウンセラー面接）
- ④教職員全体でのいじめに関する情報共有（年10回のいじめ対策委員会、生活指導夕会、職員会議）
- ⑤幼・保・小・中一貫教育の視点から関係する地域の教育機関やあいキッズ、児童館からの情報収集や連携推進 …など

### (3)早期対応

- ①いじめを発見した場合に特定の教職員が一人で抱え込まない速やかな組織対応（校長・副校長への報告、学校いじめ対策委員会、生活指導夕会、諸全体会、職員会議）
- ②いじめられた子ども及びいじめを知らせてきた子どもの安全の確保
- ③いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保
- ④教育的配慮の下、毅然とした態度によるいじめた子どもへの指導
- ⑤いじめを見ていた子どもが自分の問題として捉えられるようにする指導
- ⑥保護者への支援・助言、保護者会の開催などによる保護者との情報共有
- ⑦教育委員会、教育相談所、子ども家庭支援センター、児童相談所、あいキッズ、通級学級、児童館、主任児童委員（民生児童委員）他関係機関、専門家等との相談・連携 …など

## 6 重大事態への対処（条例第14条に関連）

＜「重大事態」の考え方＞（法第28条）

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ① 「重大事態」が確認された場合、速やかに校内組織を活用、現状の調査と今後の方針を立案  
→「**学校いじめ対策委員会**」を母体として地域、PTA代表等で構成される「**学校サポートチーム**（学校運営協議会委員）」うち若干名（主任児童委員、青少年委員、PTA会長など）や適切な専門家を委員として支援を依頼。同メンバーで構成される「**学校いじめ調査委員会**」を設置
- ② 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査委員会での調査の実施（教育委員会との連携）
- ③ いじめられた子どもの安全の確保  
（例：被害児童に対しては、複数の教職員による組織的な見守り体制をとり、教職員間の情報共有の徹底を図るとともに、学校と家庭の間で緊密な連絡を行う）
- ④ いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保  
（例：状況に応じて保健室や教育相談室登校を実施するなど、緊急避難措置を講じる、被害児童及び保護者のケアのために、スクールカウンセラーを活用する）
- ⑤ いじめを受けた児童、保護者への情報提供
- ⑥ 重大事態発生についての教育委員会への相談・報告
- ⑦ 関係機関、専門家、PTA、地域などとの相談・連携
- ⑧ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案についての警察との連携
- ⑨ 教育委員会が調査を行う場合、その指示のもと、資料提出など調査に協力

## 7 保護者の責務についての啓発（条例第6条に関連）

以下のような保護者の責務や協力の大切さについて、学校・学年便り、保健便りその他学校からの発行物、保護者会、個人面談、家庭訪問やPTA運営委員会や各種委員会や行事、家庭教育学級や集団登校への取組などを通して、いじめ防止のための保護者の役割の大切さについても啓発する。

- ① 保護者は、子どもの教育について第一義的責任を有する者として、その保護する子に対し、いじめは行ってはならないことを十分に理解させるとともに、いじめを行うことがないように必要な指導を行うよう努める。
- ② 保護者は、その保護する子どもが、他人を尊重し、大切にするように、子どもを養育するよう努めるとともに、区及び学校が講ずるいじめの未然防止等のための施策に協力するよう努める。

## 8 インターネットを通じて行われるいじめの未然防止等のための対策の推進（条例第13条に関連）

児童や保護者がインターネット、携帯型電話などを通じて行われるいじめの未然防止等をするために必要な教育及び啓発活動を行う（実態把握と学級や全体での指導、各種便り、保護者会、セーフティ教室など）。

## 9 点検・安全の視点

学校評価や児童等のアンケートや結果等に基づいて、いじめに関する取り組みを検証し、学校いじめ防止基本方針の改善案を検討する（1月～2月、学校いじめ防止対策委員会）。

(付録) いじめ防止等に係る年間計画(大綱) ※実施時期は年度によって異なることもある  
 ※ ( ) 内の数字は学年

月	児童の活動 (学年)	教職員の動き	保護者・地域
4	・いじめ防止の授業(「ストップいじめ!」のリーフレットを活用)	・基本方針の確認	・保護者会
5	・スクールカウンセラーとの全員面接開始(5)	・校内研修「いじめ未然防止」	・学校公開① ・引き取り訓練
6	・ふれあい月間① ・ふれあい月間アンケート調査① ・テーマが「いじめの対応」の道徳授業①	・校長講話① ・いじめ対策委員会	・学校公開②(子どもまつり)
7			・個人面談
8			
9	・内容項目B「親切、思いやり」での道徳授業(人権意識を高める取組)		・学校公開③ ・道徳地区公開講座
10		・校内研修「いじめ、重大事態」	
11	・ふれあい月間② ・ふれあい月間アンケート調査② ・テーマが「いじめの対応」の道徳授業② ・セーフティ教室(情報モラル)	・校長講話② ・いじめ対策委員会	
12			・保護者会 ・個人面談(希望制)
1		・校内研修「児童の情報、特別支援教育、いじめ」	・学校公開⑤(学級活動の日)
2	・ふれあい月間③ ・ふれあい月間アンケート調査③ ・テーマが「いじめ対応」の道徳授業③	・校長講話③ ・いじめ対策委員会	・学校公開⑥ ・保護者会(6)
3		・基本方針の改善	・保護者会(1)～(5)
通年	・毎朝のウェルカムタイムでの挨拶や健康観察 ・協同学習の導入 ・毎月のF委員会 ・毎週の生活指導夕会	・体験的活動 ・朝の挨拶運動 ・いじめ対策委員会、 ・縦割り班(なかよし班)活動	・道徳教育 ・カウンセリング(相談室)

※ いじめが発生した場合の対応については、迅速に共通理解を図りながら、対処していく。